

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の余剰電力売却及び電力供給（以下「本契約」という。）に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書、その他本契約に関し取り交わす文書（以下「仕様書等」という。）に従い履行しなければならない。

2 受注者は、本契約で定める電力供給を頭書記載のこの供給期間（以下「この供給期間」という。）内に供給し、発注者に引き渡すものとする。

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たとき、若しくは、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

(余剰電力の供給)

第3条 仕様書等に記載された予定最大売却電力は、発注者が受注者に対し売却する余剰電力の量を保証するものではなく、発注者は、余剰電力売却量について何ら義務及び責任を負わない。

2 発注者は、受注者に常用線及び予備線を使用し送電ができる供給とする。

(電力供給上の協力)

第4条 発注者及び受注者は、本契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電力、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者に対し、その要求に基づき余剰電力供給計画を提出するものとする。

3 発注者は、余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されず、及び何ら義務を負わない。

4 発注者は、余剰電力が余剰電力供給計画と著しく乖離する事態が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、受注者に対し、速やかに通知するものとする。

5 発注者は、余剰電力の安定供給に努めるものとする。

6 受注者は、ベース電源として自己託送する施設については、負荷追従分の電力を供給するものとする。

7 受注者は自己託送分を除いた使用電力を供給するものとする。なお、岐阜市東部クリーンセンターの全休炉期間等の自己託送できない期間は、全量供給するものとする。

(接続供給契約)

第5条 余剰電力の供給のため別途、受注者と一般送配電事業者の接続供給契約又は振替供給契約が必要となる場合は、受注者は受注者の責任と負担で一般送配電事業者と接続供給契約又は振替供給契約を適切な内容で遅滞なく締結し、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。

2 発注者は、発電者として前項に規定する接続供給契約及び振替供給契約を遵守するものとする。

3 第1項に規定する接続供給契約及び振替供給契約に必要な発注者の施設の発電場所の概要（以下「発電場所の概要」という。）は、発注者が作成し、受注者に提供するものとし、発注

者は、受注者が第1項に規定する接続供給契約及び振替供給契約を締結する際に、本契約期間に限って受注者が発電場所の概要を使用することを認めるものとする。

- 4 第1項に規定する接続供給契約及び振替供給契約に必要な費用負担が生じた場合は、受注者が全て負担するものとする。

(転売の承諾)

第6条 発注者は、受注者が転売を行う場合、その行為を承諾するものとする。

(余剰電力売却又は買受けの中止又は制限)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、余剰電力の売却を中止し、又は制限することができるものとする。

(1) 発注者が一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検、補修等により電力を供給できない場合

(2) 発注者の設備の事故又は運営上の都合による場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、自然災害及び保安上の必要がある場合

- 2 受注者は、一般送配電事業者の電気工作物の事故、工事、点検、補修等により電力を買受けができない場合は、余剰電力の買受けを中止することができるものとする。

(余剰電力の計量及び通信装置等の取付け)

第8条 毎月の売却電力量の計量は、発注者の施設の一般送配電事業者取引用電力量計を介して受注者が行うこととし、電力量計の検針は毎月末日の24時00分に発注者が行い、受注者がこれを確認するものとする。

- 2 一般送配電事業者取引用電力量計とは別に、受注者が必要な計量装置、通信設備等その他付属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、発注者の承諾のもと、受注者の責任と負担で設置するものとする。

3 受注者が設置した通信装置等の消費する電力及び通信に係る費用は、受注者が負担する。

4 通信設備等の取付け場所は、発注者と受注者とが協議の上場所を選定して発注者が提供する。

5 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

6 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。

7 計量に不具合が生じたときにおける場合は、その時間内の売却電力量についてその都度発注者、受注者で協議して決定するものとする。

(受給の記録)

第9条 発注者は、受給について必要な事項を記録するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対し前項に定める記録について必要があるときは提示を求めることができるものとする。

(再生可能エネルギー等に関する取扱い)

第10条 余剰電力は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気を含まない。

(発電設備)

第 11 条 次の各号に掲げる事項を実施する場合は、発注者は、事前にその内容及び日程を受注者に通知するものとする。

(1) 発電機の増設・廃止の実施

(2) 発電機の出力増加・減少に伴う使用前に係る自主検査の実施

(電力料金の算定期間)

第 12 条 受注者が発注者に支払う売却代金の算定期間は、毎月 1 日から末日までの期間とする。

(売却代金の算定)

第 13 条 受注者は発注者に売却代金を毎月支払うものとし、売却代金は、受注者が発注者に支払う毎月の料金は、次の各号に定める方法により受注者が算定するものとする。また、売却代金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 電力量料金

請求月の夏季平日昼間、その他季平日昼間、その他時間帯毎の送電電力量と、各電力料金単価に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる）から以下の算式により算定される金額とする。なお、燃料調整は実施しないものとする。

$$\text{電力量料金} = \text{送電電力量} \times (\text{電力料金単価} \times 1.10)$$

(売却代金の支払)

第 14 条 受注者は、売却代金を発注者が発行する納入通知書により、その定められた期限内に納付するものとする。

2 受注者は、前項の期限までに売却代金を納付しなかった場合は、当該期限内の翌日から納付した日までの日数に応じ売却代金につき、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を違約金として発注者の指定した期日までに支払わなければならない。また、延滞が発生した場合は、本市と契約している施設で使用する電力の支払と清算することが出来るものとし、その時点の延滞料についても併せて清算することとする。

3 この契約の締結後、法定の改正等により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、受注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(料金の記録)

第 15 条 発注者、受注者は、電力の売却と買受けについて記録し、それぞれの要求によりその写しを送付するものとする。

(自己託送)

第 16 条 自己託送に関する事項について、発注者、一般送配電事業者、受注者の 3 者で協議す

るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(使用量の計量)

第 18 条 受注者は、発注者と協議の上決定した日に、本契約の使用量を計量するものとする。

(供給代金の支払)

第 19 条 発注者は、本物件の供給を受け、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。

2 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(契約内容の変更)

第 20 条 発注者又は受注者は、この契約の締結後、天災、市場価格の著しい変動等により、本契約に定める内容が不相当となった場合その他必要がある場合は、発注者と受注者とが協議の上、契約内容を変更することができる。

(発注者の催告による解除)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、履行期間開始後に履行しないとき。
- (2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由がなくこれを中止したとき。
- (3) 債務の履行に際し、受注者又はその使用人等が発注者の指示に従わず、若しくは職務の執行を妨げ、又はその他不正な行為をしたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本物件を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないで

その時期を経過したとき。

- (5) 第 29 条又は第 30 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、受注者が債務の履行をせず、契約をした目的を達するに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第 23 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第 24 条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に本物件需給契約代金債権を譲渡したとき。

（不当要求による解除）

第 25 条 発注者は、受注者が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する本物件の受注者として不適切であると認められる行為

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 26 条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 27 条 第 21 条各号又は第 21 条の 2 各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、これらの条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第 28 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除)

第 29 条 受注者は発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除)

第 30 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により本契約を履行することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 31 条 第 24 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、受注者は、これらの条の規定による解除をすることができない。

(解除等に係る違約金)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 21 条、第 22 条、第 24 条又は第 25 条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) この契約期間中に本契約の一部が履行されないとき。

(3) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約の解除をした場合は、前項第 3 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第3号に該当するとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(談合等に係る違約金)

第33条 受注者は、この契約に関して、第23条の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第23条の第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第23条の各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第32条の第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

- 3 第1項の規定による損害の賠償は、前2条の規定により受注者が違約金の支払いをした場合は、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えたときに限り、その超過分につき請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第35条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第29条又は第30条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

- 2 第 19 条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
(不当介入への対応)

第 36 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(労働環境の確認等)

第 37 条 発注者は、岐阜市公契約条例（令和 2 年岐阜市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 13 条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第 2 条第 6 号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、受注者に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者が行う前項の確認に協力するものとする。
- 3 受注者は、この契約に関して条例第 2 条第 4 号に規定する下請負者等（以下「下請負者等」という。）と契約を締結した場合、第 1 項の確認について、下請負者等に説明し、協力を求めるものとする。
- 4 第 1 項の確認を受けた受注者は、契約の名称、発注者が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第 38 条 受注者は、この契約に従事する労働者が、条例第 14 条第 1 項の規定による申出を発注者にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 発注者は、条例第 14 条第 1 項の申出を受理した場合は、受注者に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

(労働環境の改善等)

第 39 条 発注者は、第 37 条第 1 項又は前条第 2 項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、受注者に対し、これを改善するよう指導できる。

- 2 受注者は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境

を確保するための改善に努めるものとする。

(管轄裁判所)

第 40 条 この契約にかかる訴訟については、岐阜地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(受注者への措置)

第 41 条 発注者は、受注者が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、受注者に対し必要な措置をとることができる。

(補則)

第 42 条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議の上これを定めるものとする。